

# まちなみ



～人と環境に優しいまちづくりを目指して～

第54号

平成30年4月15日

編集・発行 羽村市区画整理部 区画整理総務課  
区画整理推進課

## 優先整備地区の整備概要をお知らせします

羽村駅西口土地区画整理事業は、平成27年度から「しらうめ保育園周辺」、「羽村駅前周辺」、「川崎一丁目エリア」、「羽村大橋周辺」において優先的に整備を行い、関係権利者をはじめ皆様のご協力により、平成29年度までの3か年の事業について、概ね計画どおり整備を進めることができました。

引き続き、平成30年度・平成31年度の2か年の整備計画を定め、優先的に整備する地区において、継続的に建物等の移転や区画道路の築造工事等を進めてまいります。

本号では、その概要についてお知らせいたします。

### ① しらうめ保育園周辺の整備

### ② 羽村駅前周辺の整備

### ④ 川崎一丁目 エリアの整備



### ③ 羽村大橋周辺の整備

### 第54号の主な内容

優先整備地区における整備概要

# 優先整備地区における整備概要

平成30年度及び平成31年度に優先的に整備を進める4つの地区の整備概要をお知らせします。

## ① しらうめ保育園周辺の整備

しらうめ保育園は、平成29年4月の民営化に伴い、現在、運営事業者による新園舎の建設が進められており、平成30年12月にはA街区に新園舎が完成する予定です。新園舎に機能が移行した後、平成31年3月までに現在の園舎の取り壊しが予定されています。

その後、平成31年度に歩行者用通路（緑の矢印部分）の整備を予定しています。



【区画道路整備・園舎建設等の状況】



凡 例	
平成 31 年度工事	←→
過年度整備済み箇所	■

写真撮影方向（左図①）

## ② 羽村駅前周辺の整備

平成30年度は、A・B・Cの街区で、建物補償調査や建物等の移転を進めるとともに、宅地の整地、区画道路（赤色の着色部分）の整備を予定しています。

なお、この整備に伴い、羽村駅西口第一自転車駐車場は、平成30年6月末の閉鎖を予定しています。詳細については、今後、「広報はむら」等でお知らせいたします。



【現在の状況】（左図①）



凡 例	
平成 30 年度工事	■
過年度整備済み箇所	■

### ③ 羽村大橋周辺の整備

朝夕の渋滞の激しい羽村大橋東詰交差点の渋滞緩和と、羽村駅東口方面へと続く都市計画道路3・4・12号線の早期整備を目指し、引き続き羽村大橋東詰交差点付近の擁壁築造工事を進めるとともに、宅地の造成や区画道路の整備、建物等の移転を進めていきます。

平成30年度は、9月の完成に向けて都市計画道路3・4・12号線の擁壁工事の整備を進めるとともに、A街区の宅地造成工事や区画道路（赤色の着色部分）の整備を進めていきます。

また、B街区の一部においては、埋蔵文化財調査後に、建物等の移転や宅地の整地を進めるとともに、B・C街区周辺においては、平成31年度の移転に向けた建物補償調査を予定しています。

平成31年度は、平成30年度に引き続き、B街区の一部において、宅地の整地を行うとともに、区画道路（緑色の着色部分）の整備を予定しています。



【平成 29 年度 擁壁工事の状況】（上図①）



【平成 29 年度 区画道路整備の状況】（上図②）



#### ④ 川崎一丁目エリアの整備

羽村大橋周辺の整備とともに、都市計画道路3・4・12号線の早期整備を目指し、引き続き、建物等の移転や宅地の造成工事、区画道路の整備を進めていきます。

平成30年度は、A・B街区の一部において、埋蔵文化財調査後に、宅地の整地を行うとともに、区画道路（赤色の着色部分）の整備を進めていきます。

また、B・C・D街区の一部において、建物等の移転を進めるとともに、E・F街区周辺において、平成31年度の移転に向けた建物補償調査を予定しています。

平成31年度は、平成30年度の移転工事等の進捗状況を捉え、B・C・D街区の一部において、宅地の整地や区画道路（緑色の着色部分）の整備を予定しています。

【平成29年度 区画道路拡幅整備の状況】（左図①）



凡 例	
平成30年度工事	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:red;"></span>
平成31年度工事	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:green;"></span>
過年度整備済み箇所	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:black;"></span>



建物等の移転に際しては、権利者の皆様へ移転に関する条件等の説明を行った上で、協議を進めてまいります。

平成32年度以降に移転の対象となる方につきましても、事業の進捗状況により、市の職員が移転等の説明などに伺わせていただく場合があります。

今後とも、本事業について、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### ■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住所】羽村市羽東 1-29-35

【電話】042 - 570 - 7474

【開所日・開所時間】

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）  
午前8時30分～午後5時15分まで

